三　前条第二項第三号に掲げる官職への採用について定めた任期の末日（ロに掲げる場合にあっては、イの規定により更新された任期の末日を含む。）に関し、次のイ又はロのいずれかに該当する場合　当該イ又はロに定める期間 イ　当該任期の末日が前条第二項第三号に規定する職員の出産の日（当該職員が出産前である場合にあっては、出産予定日）の翌日から八週間を経過する日前である場合（ロに掲げる場合を除く。）　採用した日から当該経過する日までの期間 ロ　当該任期の末日までに前条第二項第三号に規定する職員から育児休業法第三条第二項の規定による請求があった場合　採用した日から当該請求に係る期間の初日の前日までの期間	（新設）
2　（略）	2　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

第二条　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

別表　人事管理文書の保存期間及び保存期間が満了したときの措置（第三条、第四条関係）

一　任免

改正後

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）	（略）	（略）	廃棄
	第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	六年	
	任命結果通知書 採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書		
	他名簿指定申請書 当該申請に対する指定の文書	指定する日に係る特定日以後六年	
	第九条第四項の指定に関する文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に限る。）		

改正前

人事管理文書の区分	人事管理文書の例	保存期間	保存期間満了時の措置
（略）	（略）	（略）	（略）
規則八―一二（職員の任免）	（略）	（略）	廃棄
	第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第三号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）	六年	
	任命結果通知書 採用候補者が採用される時期についての希望を申し出た場合の通知の文書		
		五年	
	第十二条第二項又は第十四条第三項の通知の文書（第八条第一項に規定する名簿のうち第十四条第一項第一号に掲げる採用試験に係る名簿に係るものに限る。）		